

介護職員による喀痰吸引等を実施する際の注意事項

社会福祉士及び介護福祉士法に基づき、介護職員による喀痰吸引等の業務を行う場合には、利用者の安全を期すため、次の点に注意し、適切に実施してください。

1. 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）

◎喀痰吸引等行為を実施する場合は、事業者登録が必要です。

◎社会福祉士及び介護福祉士法に定められた要件に従って実施する必要があります。

※登録事業者でない施設・事業所で、介護職員が喀痰吸引等の行為をした場合は、事業者及び法人等について、罰金刑が規定されています。（社会福祉士及び介護福祉士法附則第23条第1号及び附則第26条）

2 認定特定行為業務従事者

◎登録研修機関等において、一定の研修を受け、大阪府による認定を受けた職員のみが、喀痰吸引や経管栄養を実施できます。

※ 認定特定行為業務従事者でない従業者が喀痰吸引等の医行為をした場合は、医師法違反、保健師助産師看護師法違反により、登録事業者の取消等の処分となる場合があります。（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の7）

※ また、特別養護老人ホーム等における経過措置の認定者は胃ろうによる経管栄養の接続、注入はできません。

喀痰吸引等（登録特定行為）の実施にあたっては、適合要件に沿った適切な業務運営がなされるよう、定期的（1年に1回以上）に自主点検を行い、自主点検結果を保存いただくようお願いします。

従事者の認定、事業者の登録手続き、自主点検表については大阪府のホームページを参照ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koreishisetsu/tan/index.html>